

第16回 学会認定・臨床輸血看護師 受験申請の手引き（2026年度）

学会認定・臨床輸血看護師制度協議会		
協議会	会長	牧野茂義
審議会	会長	河野武弘
カリキュラム委員会		平安山知子
試験委員会		梶原道子
資格審査委員会		森 有紀
施設認定委員会		藤田 浩

【目的】

輸血は種々の副反応・合併症を伴い易く、特に患者に最も近いところで臨床輸血に関与する看護師には、輸血に関する正しい知識と的確な看護能力が求められる。臨床輸血に精通し、安全な輸血に寄与することのできる看護師の育成を目的として日本輸血・細胞治療学会は、日本血液学会、日本外科学会、日本産科婦人科学会、日本麻酔科学会の協力を得て、学会認定・臨床輸血看護師制度を導入した。なお、本制度は日本看護協会の推薦を得ている。

【受験申請資格】

次の各項1～4までの全てを満たしていなければならない。

1. 看護師とする。ただし、准看護師は不可とする。
2. 輸血治療（在宅輸血を含む）を行っている施設の看護師を対象とする。
3. 看護師免許を取得し、2026年7月31日現在、通算3年以上の臨床経験を有する。
4. 受験申請にあたっては所属長（看護部長またはそれに代わる者）、及び輸血責任医師、それぞれの推薦書が必要である。
5. 過去3年間に日本輸血・細胞治療学会、日本血液学会、日本外科学会、日本産科婦人科学会、日本麻酔科学会、日本看護協会の主催、又は共催した学会、講演会および研修会などへの参加、或いは輸血に関する研究発表（論文、著書を含む）があることが望ましい。

【受験申請手続き】

各様式は日本輸血・細胞治療学会のホームページ（<https://yuketsu.jstmct.or.jp/>）からダウンロードし、記載後はその他の書類と共に学会認定・臨床輸血看護師制度係に送付する。研修施設一覧は、日本輸血・細胞治療学会ホームページ参照のこと。

1. 申請に必要な書類
 - 1) 学会認定・臨床輸血看護師受験申請書（様式1-1）、業績目録（様式2）、推薦書（様式3-1（所属長用）、3-2（輸血責任医師用））、証明書貼付用台紙（様式4）
 - ・ 推薦書（様式3-1、3-2）は、申請者本人および推薦者本人が自署、捺印する。

- ・書類は保管の都合上、全てA4の大きさに統一する。それより大きいものは縮小コピーし、小さいものは拡大コピーする。
- ・全ての業績の証明書には申請者が通し番号を付け、抄録、別刷には最初のページにその番号を付記する。番号は原則的に申請書類に書き込む順番とするのが望ましい。一枚の証明書内に複数回の証明内容が記載されている場合は、該当するものがわかりやすいように工夫する。
- ・論文、著書、学会発表・参加がある場合は、業績目録（様式2）に記載し、かつそれぞれ申請者名、発行（発表）年月日、誌名、ページ、会の名称と開催年月日などがわかる部分のコピーを添付する。学会や講習会の参加証明としては会が発行したネームカード、或は参加証は原本（出席者の氏名が記載されていること）の添付が望ましいが、コピーも可とする。但し、不正があった場合は合格を取り消す。
- ・これらは「証明書貼付用台紙（様式4）」に貼付する（1枚の台紙に複数枚貼付可）。
- ・単位数は別表（後記）に従い記載する。
- ・様式2一枚に書ききれない場合には、同用紙をコピーし次頁に追加記載する。
- ・業績目録に該当するものがない場合、各項目の「無」に○を付ける。
- ・「学会認定・自己血輸血看護師」、「学会認定・アフエレーシスナース」の認定者は認定証のコピーを添付する。

2) 看護師免許証のコピー

3) 申請料(10,000円)、受験料(10,000円)、研修料(10,000円)の計30,000円を、郵便局備えの振込用紙で振込み、その受領証のコピー

- ・「学会認定・自己血輸血看護師」、「学会認定・アフエレーシスナース」の何れか一方、或いは両方の認定者は、受験料が半額となる。但し、認定証のコピーの添付を条件とする。【受験申請に伴う諸費用】を参照のこと。

郵便振替： 00170-5-488667

学会認定・臨床輸血看護師制度係

4) 写真2枚（1枚は本人用、1枚は事務局用）。

- ・サイズはおよそ6cm×6cmで、裏面に氏名、所属を明記する。撮影日は記入する必要はないが、半年以内で確実に本人と確認できるものとする。

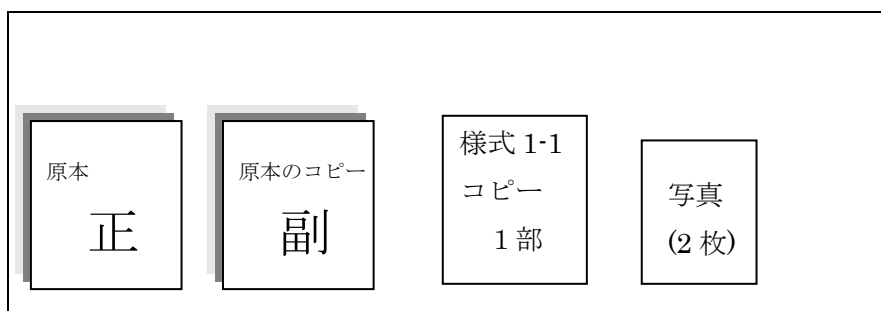
<注意>

- ・参加証原本の提出者で、返却を希望する場合には、申請時にその旨を明記し、宛先を記載した切手貼付返信用封筒を同封する。

2. 申請書類の綴じ方

- ・原本は、様式1-1、2、3-1、3-2、4、免許証のコピー、振込み受領証のコピーの順に綴じて「正」とし、その全頁をコピーし綴じたものを「副」とする。
- ・「正」「副」ともそれぞれ左上をホチキスで留める。
- ・様式1-1のコピーは別に1部添付する。
- ・写真（2枚に切り分けたもの）はそのまま封筒に入れる。

* 申請書一式 *



3. 申請受付期間：2026年6月1日から7月31日まで（必着）

4. 申請書類送り先

A4サイズの内紙を折らずに使用し、各自で書類到着の追跡を行えるレターパックライト、レターパックプラス、簡易書留または宅配便で送ること。

〒113-0033

東京都文京区本郷2-14-14

ユニテビル5階

日本輸血・細胞治療学会内

学会認定・臨床輸血看護師制度係

電話 03-5804-2611

【受験申請に伴う諸費用】

1. 受験申請に伴う費用（税込）は、申請料（10,000円）、受験料（10,000円）、研修料（10,000円）、登録料（5,000円）とする。
2. 初回は、申請料（10,000円）、受験料（10,000円）、研修料（10,000円）の計30,000円を、郵便局備えの振込用紙を用いて郵便振替で前納する。登録料（5,000円）は全ての認定の条件を満たした者が最後に納入する。なお、「学会認定・自己血輸血看護師」、「学会認定・アフエレーシスナース」の何れか一方、或いは両方の認定者が受験申請書（様式1-1）の「他の認定・資格など」の欄に必要事項を正しく記載し、認定証のコピーを添付した場合、受験料を5,000円とする。
3. 資格審査で不合格となった場合は、受験料（10,000円）、研修料（10,000円）の計20,000円は返却される。資格審査合格者が研修や試験を辞退した場合は、返却されない。

【日 程】

2026年6月	日本輸血細胞治療学会誌72(3)に関連書類の掲載
2026年6月1日～7月31日	受験申請受付
8月	受験資格審査結果の受験申請者への通知
9月	受験有資格者へ講習会、筆記試験日時などの連絡
11月7、8日	講習会、筆記試験
12月中	試験合格者へ指定施設での研修日時などの連絡
2027年1～3月上旬	指定施設での研修（1日間）
2027年4月	審議会と協議会での審議を経て、学会認定・臨床輸血看護師制度協議会から認定

【試験会場・範囲・内容・合否基準・再受験など】

1. 試験会場

TKP ガーデンシティ PREMIUM 心斎橋（大阪）

2. 試験範囲と内容

- ・試験は筆記とし、実技試験は行わない。
- ・試験範囲は「学会認定・臨床輸血看護師制度カリキュラム」によるが、輸血に関する up-to-date な話題で重要なものも対象とする。
- ・試験問題の内容、正解などは試験終了後にも公表しない。

3. 病院研修について

- ・筆記試験合格者（概ね6割以上）に対して実施する。
- ・研修病院は本協議会が認定した医療機関で、資格取得希望受験者の義務である施設研修教育を担うものとする。
- ・研修は自施設以外で行うものとする。
- ・研修病院及び研修の日程が決定した後に個人的な理由（例：インフルエンザ、体調不良、手術、身内のご不幸など）で、それらを変更することはできない。但し、自然災害や公共交通機関のトラブル、研修病院の不都合などで、本人の受験希望に反し、不受験を余儀なくされた場合は、書面で理由が提出された場合に限り、別施設での研修を考慮する。
- ・病院研修において評価が不良であった場合、当該項目に関しレポートの提出を求め、その結果で最終的に認定証の交付が判断される。
- ・病院研修未了者が翌年、研修を希望する場合は指定日までに①再受験申請書（様式1-2の原本とコピー1部）、④研修料（10,000円）の郵便振替受領書のコピー、を提出する。もし、3回続けて病院研修を受けない場合、最初に提出された書類は全て無効となり、受験は新規扱いとなる。

4. 合否基準

- ・試験終了後の合否判定会議にて総合的に判断する。
- ・講習会欠席者の受験は認めず、不合格とする。

5. 試験不合格者の受験

1) 再受験資格

- ・認定試験不合格の場合、申請に必要な書類は新規受験年から3年間有効とする。
- ・筆記試験の再受験者も前日の講習会への参加は必須とし、不参加者の再受験は認めない。
- ・病院研修未終了などで不合格となった者が再受験する場合は、翌年、病院研修のみでよい。

2) 再受験申請手続き

- ・3年以内に再受験する場合の申請書類は、①再受験申請書（様式1-2の原本とコピー1部）、②写真2枚（半年以内に撮影され、確実に本人確認ができるもの）、③受験料（10,000円）、および④研修料（10,000円）の郵便振替受領書のコピーだけでよい。試験合格者が病院研修未終了で不合格の場合は、①、④のみでよい（③の受験料の納入は必要ない）。
- ・①再受験申請書（様式1-2）は日本輸血・細胞治療学会のホームページからダウンロードする。
- ・事務処理上、再受験者もA4サイズの用紙を折らずに使用し、各自で書類到着の追跡

を行えるレターパックライト、レターパックプラス、簡易書留または宅配便で送ること。

- ・再受験者の申請期間は、2026年6月1日～7月31日（必着）とする。

6. 試験欠席者の扱い

- ・試験欠席者は試験不合格者と同様の扱いとなる。

【認定登録】

1. 認定登録の際は、日本輸血・細胞治療学会の会員でなければならない。
2. 登録料として5,000円（税込）を納付しなければならない。
3. 認定証の発行は、学会認定・臨床輸血看護師制度審議会と協議会が適格と認めた者に対して行う。但し、合格後、登録料納入や学会への入会が確認できない場合、認定証は交付しない。確認後に交付するが、認定期間は所定の5年間から、これらの未了期間を除いた期間とする。

【認定登録の更新】

1. 更新の申請について

本制度は5年毎の更新とする。更新の手続きは認定期間最終年度末の2月中に行う。単位取得の期間は認定初年度の2ヶ月前より最終年度末の2ヶ月前までとするので、余裕を持って単位を取得されたい。更新対象者への案内は前年（例：第12回認定者には、2026年）に学会事務局から行われる。

例えば、第12回目の認定者（認定期間2022年4月1日～2027年3月31日）は、単位取得期間を2022年2月1日～2027年1月31日までとし、更新の手続きは2027年2月1日～2月26日とする。同様に、第16回目の認定者の認定期間、単位取得期間、更新の手続きは下記の如くである。

	認定期間	単位取得期間	更新手続き期間
第16回認定者	2027.4.1～2032.3.31	2027.2.1～2032.1.31	2032.2.1～2032.2.28

2. 登録更新の実際

- 1) 学会認定・臨床輸血看護師 更新申請書（様式1-3）を使用する。
- 2) 下表により加算して30単位以上であり、少なくとも10単位は日本輸血・細胞治療学会関連でなければならない。
- 3) 学会や講習会の参加証明としては会が発行したネームカード、或は参加証は原本（出席者の氏名が記載されていること）の添付が望ましいが、コピーも可とする。但し、不正があった場合は認定を取り消す。原本の提出者で返却を希望する場合には、更新申請時にその旨を明記し、宛先を記載した切手貼付返信用封筒を同封する。また、参加実績登録が行われた場合の履修証明書（学会ホームページからの印刷）の提出も可とする。
- 4) 研究発表（論文、著書、学会発表等）がある場合は、業績目録（様式2）に記載し、かつそれぞれ申請者名、発行（発表）年月日、誌名、ページ、会の名称と開催年月日などがわかる部分のコピーを添付する。
- 5) 教育活動等に関しては、会の名称、役割（研修会等の講師を含む）、日時・期間を明

記する。5年間に同一の役割を複数回務めた場合、その全てを1回として算定する。
尚、上記の学会や講習会、研究発表や教育活動等は輸血医学に関連のあるものに限る。

3. その他の関連事項

- 1) 更新時には日本輸血・細胞治療学会の会員でなければならない。
- 2) 登録更新料として5,000円を納入する。
- 3) 申請により認定登録更新の期間が延長できる場合（長期療養、育児休暇など）があるので、該当する方は学会事務局に問い合わせること。詳細は学会ホームページの認定制度（細則、第13条）を参照されたい。

(表) 学会認定・臨床輸血看護師の業績に関する基準単位

学会参加		
日本輸血・細胞治療学会学術総会		10
同上	秋季シンポジウム	10
同上	支部会例会	5
日本血液事業学会総会		8
日本自己血輸血・周術期輸血学会学術総会		8
赤十字血液シンポジウム		5
その他の学会*		5
研究発表**		
原著論文（筆頭）		10
同上	（共同）	5
その他の著書（筆頭）		7
同上	（共同）	3
学会発表（筆頭）		7
同上	（共同）	3
学会主催または共催の教育活動等*		5
講習会、研修会等参加***		5
e-ラーニング****		3

* 6団体《日本輸血・細胞治療学会、日本血液学会、日本外科学会、日本産科婦人科学会、日本麻酔科学会、日本看護協会；（都道府県看護協会を含む）》および日本造血・免疫細胞療法学会、日本産婦人科・新生児血液学会が主催または共催した輸血・細胞治療医学に関連のあるものに限る。その他は審議会において審査する。学会主催または共催の教育活動としては、I&A視察実施者および指定研修施設担当者を含む。

** 輸血・細胞治療医学に関連のある研究発表に限る。なお、そのなかの学会発表は6団体および日本造血・免疫細胞療法学会、日本産婦人科・新生児血液学会が主催または共催したものに限る。

*** 講習会や研修会等への参加については2026年5月現在、東京都輸血療法研究会、都道府県合同輸血療法委員会（主催または共催[#]）、日本自己血輸血学会教育セミ

ナー、学会認定・自己血輸血医師看護師制度協議会指定セミナー、日本自己血輸血・周術期輸血学会フォーラムが認められている。その他は審議会において審査する。なお、これらの会での発表は筆頭の場合 5 単位、共同の場合 2 単位とする。

****日本輸血・細胞治療学会ホームページの e-ラーニングに (TOP 画面右下方の青色のバナー)、「輸血医学教育」、「4. 学会認定・臨床輸血看護師 更新用 e-ラーニング問題」が公開された。修了後、自身で修了証を発行できる。但し、修了証は年度毎に (4 月～翌 3 月) 3 単位が取得でき 5 回分の 15 単位まで使用可能である。

当委員会共催のイベントについては、プログラムを資格審査委員会に提出いただき、単位を付与するにふさわしい内容であることが確認された場合に認められる。

【重要なお知らせ】

1. 受験申請者数の制限について

本制度は発足後、順調に発展し、今回で 17 年目を迎えました。本制度の重要性が認識されるにつれ、受験申請者数もまた増加しております。そのため講習会や試験会場、及び研修病院の確保が困難となっております。協議会では、平成 27 年度 (第 5 回試験) から、施設の受け入れ可能な人数にもよりますが、講習会・筆記試験の人数を制限することに致しました。申請の受理は先着順とし、もし受け入れ許容人数を超えた場合は、一旦、速やかに全ての書類、諸費用を返却し、翌年に優先して受理することに致します。なお、再受験者も優先して受け付けますので、少なくとも 3 年間は、受験条件に変更はありません。

2. 会費の滞納と認定資格の喪失について

認定資格の取り消しの事由として、学会認定・臨床輸血看護師制度規約 第 20 条 4) に、日本輸血・細胞治療学会を退会したとき、と明記されております。他方、学会の定款第 13 条には、退会の事由として、2 年以上会費を滞納した者、とあります。即ち、会費の滞納は資格の喪失に繋がります。但し滞納されても未納分を遡って納入することで、資格は継続されます。定款、規約は学会ホームページより参照可能です。